

3-カ 試料採取調書

第4号様式(第5条、第10条関係)

試料採取調書

〇〇年 〇月 〇日

特定事業の計画に係る届出書と同一の届出者となります。

住 所 春日井市〇〇町〇番地
氏 名 株式会社〇〇
取締役社長 〇〇
(名称及び代表者氏名)

採 取 者 所 属 株式会社〇〇土壤調査
職 氏 名 土壤調査担当 〇〇
電 話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

検査試料を次のとおり採取しました。

採取した試料の検査結果を証明する書類に記載された発行番号等	〇〇〇〇〇号
報告区分	搬入
採取年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
採取日の天候	晴
採取深度	表土から50センチメートル

1 概要

「土砂等搬入届出書」において、搬入前に土砂等の発生場所において土砂調査が必要となりますが、土砂調査の試料採取の際、第4号様式により「試料採取調書」を作成しなければなりません。

2 記入要領

ア 採取した試料の検査結果を証明する書類に記載された発行番号等

試料採取し、測定結果が示された計量証明書にある文書番号等の書類固有の番号を記入すること。

イ 報告区分

「搬入」と記入すること。

命令に基づく調査の場合には「命令」と記入し、また、別表第2～第4の調査方法も記入すること。

ウ 採取年月日

採取した年月日を記入すること。

エ 採取日の天候

採取日の天候を記入すること。

ウ 採取深度

採取の深度幅を記入すること。

3 添付書類

- ☐ 土砂等を採取した地点の位置図
- ☐ 採取現場の写真

○ 条例施行規則別表第4における市長が適当と認める試料の採取について

一時的な土砂置場に複数の発生場所からの土砂等をたい積させ、その土砂等により埋立て等を行うことができます。ただし、次の方法により試料採取等を行わなければなりません。

なお、一時的な土砂置場に搬入する土砂等において、基準不適合が確認された場合は、一時的な土砂置場にたい積した土砂等が条例第7条の措置命令等の対象となります。

ア 複数の発生場所からの土砂等であるため、「土砂等搬入届出書」は、5000 m³ではなく1000 m³に達するまでごとに作成すること。

イ 試料採取については、一時的な土砂置場を1000 m³範囲内ごとに均質に混合し、当該土砂等の全体を把握できるとする任意の5地点において採取し、同じ重量で混合したものを試料とする。

採取の際には、一時的な土砂等のたい積の全景写真と採取地点の写真を撮影し、「試料採取調書」に添付すること。

ウ 調査項目については、一時的な土砂置場に持ち込んだ発生元全ての「土砂等発生元証明書」及び「土地の履歴調査報告書」が添付された場合には、全ての発生元に使用履歴等のない物質の調査を省略することができます。

ただし、一つの発生元でも、上記書類を提出できない場合には、一時的な土砂置場が発生元となり「土砂等発生元証明書」を記入し、また、「土地の履歴調査報告書」は全て不明と記入する。この際の調査項目は全項目とする。